

賞与計算・賞与支払届チェックリスト (2024 年 11 月更新)

チェック項目																												
事前確認	☐ 支給日・振込日を確認しましたか（支給日： 月 日（ ） 振込日： 月 日（ ）） ⇒ 賞与支払予定月に賞与支払が無い場合「 賞与不支給報告書 」の提出が必要です。																											
	☐ 支給対象者を確認しましたか（在籍要件・退職者への支給要件等、規程を確認）																											
	☐ 賞与の算定対象期間を確認しましたか（どの期間の業績・就業等に基づき算定すべきか規程を確認）																											
	☐ 通貨で直接労働者に全額を支払いますか（現物支給は労働組合と労働協約を締結している場合のみ可）																											
標準賞与額	☐ 標準賞与額の対象となる賞与ですか ☐ 賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働の対償として支給されるものですか。 ☐ 年 3 回以下の支給ですか（年 4 回以上の場合は標準賞与額の対象外で標準報酬月額の対象） ☐ 恩恵的に支給される結婚祝金や見舞金、大入袋や退職金などが含まれていないですか																											
	☐ 標準賞与額は実際の賞与額から 1000 円未満の端数を切り捨てていますか																											
	☐ 標準賞与額の上限額を確認しましたか																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制度</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 健康保険</td> <td>年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)の累計額で 573 万円</td> </tr> <tr> <td>☐ 厚生年金保険</td> <td>支給 1 月につき 150 万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 同じ月に 2 回以上支給した場合、合算額の 1000 円未満の端数を切り捨て、その月の標準賞与額とする ※ 年度内に転職・転勤等があり被保険者資格の得喪があった場合の健康保険の標準賞与額の累計額は、協会けんぽまたは各健康保険組合等の保険者単位で算出する。協会けんぽから健康保険組合へ移った場合などは、賞与額の累計は行わない。				制度	上限額	☐ 健康保険	年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)の累計額で 573 万円	☐ 厚生年金保険	支給 1 月につき 150 万円																		
制度	上限額																											
☐ 健康保険	年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)の累計額で 573 万円																											
☐ 厚生年金保険	支給 1 月につき 150 万円																											
保険料率	☐ 保険料率を確認しましたか CHECK! 労働・社会保険料率表 社会保険 （保険料＝標準賞与額×保険料率） 雇用保険 （保険料＝賃金総額×保険料率）																											
	☐ 社会保険料の控除対象者を確認しましたか 【年齢別】保険料控除の有無 （協会けんぽに加入の事業所の場合※1）○控除必要 ×控除不要																											
保険料控除の対象者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者年齢 ※2</th> <th>健康保険</th> <th>介護保険</th> <th>厚生年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 75 歳以上（後期高齢者医療制度被保険者）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>☐ 70 歳以上（厚生年金被保険者資格喪失）</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>☐ 65 歳以上（介護保険第 1 号被保険者）</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 40 歳未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				対象者年齢 ※2	健康保険	介護保険	厚生年金	☐ 75 歳以上（後期高齢者医療制度被保険者）	×	×	×	☐ 70 歳以上（厚生年金被保険者資格喪失）	○	×	×	☐ 65 歳以上（介護保険第 1 号被保険者）	○	×	○	☐ 40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）	○	○	○	☐ 40 歳未満	○	×	○
	対象者年齢 ※2	健康保険	介護保険	厚生年金																								
	☐ 75 歳以上（後期高齢者医療制度被保険者）	×	×	×																								
	☐ 70 歳以上（厚生年金被保険者資格喪失）	○	×	×																								
	☐ 65 歳以上（介護保険第 1 号被保険者）	○	×	○																								
	☐ 40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）	○	○	○																								
	☐ 40 歳未満	○	×	○																								
※1 健康保険組合に加入の場合、介護保険料の控除は規約による																												
※2 年齢は 誕生日の前日に達する ものとする																												
<<介護保険料控除に関する注意点>>																												
例① 賞与支給日:2024 年 12 月 10 日 誕生日:1985 年 1 月 1 日 の場合 2024 年 12 月 31 日 に 40 歳に達するため、12 月の賞与で介護保険料の 控除が必要																												
例② 賞与支給日:2024 年 12 月 10 日 誕生日:1985 年 1 月 2 日 の場合 2025 年 1 月 1 日 に 40 歳に達するため、7 月の賞与で介護保険料の 控除はしない																												

チェック項目

保険料控除の対象者	☐ 社会保険料の控除対象者を確認しましたか 【状況別】社会保険料控除の有無（70歳未満の場合） ○控除必要 ×控除不要			
	対象者	健康保険	介護保険	厚生年金
	☐ 産前産後休業者	※3	健康保険 と同じ (控除は 介護保険 第2号 被保険者 のみ必要)	※3
	☐ (出生時)育児休業者	※4		※4
	☐ 支給月の前月の退職者	×		×
	☐ 支給月の末日以外の退職者	×		×
	☐ 支給月の末日の退職者	○		○
	☐ 支給月の入社者(資格取得日前の支給を除く)	○		○
	☐ 支給月に入社し退職した者(同月得喪者)	○		○
	☐ 健康保険年間標準賞与額超過者	×		○
※3 賞与支給月の末日を含んだ休業をしている場合、控除不要 ※4 賞与支給月の末日を含んだ連続した1ヶ月(暦日)を超える(出生時)育児休業をしている場合、 控除不要				
☐ 雇用保険料の控除対象者を確認しましたか ※ 賞与を支給したすべての雇用保険被保険者から控除が必要				
源泉所得税	☐ 令和6年度分 所得税の定額減税について確認しましたか CHECK! 国税庁:定額減税特設ガイド			
	☐ 扶養親族等の数の増減を確認しましたか(扶養控除等(異動)申告書提出者のみ)			
	☐ 使用する税額表および算出方法を確認しましたか			
	賞与の支給区分	使用する税額表	給与所得者の扶養控除等申告書の提出の有無	使用する欄
	☐ ①前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払う賞与(③の場合を除く)	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	提出あり	甲欄
			提出なし	乙欄
☐ ②前月中に賞与以外の普通給与の支払がない人に支払う賞与 ☐ ③前月中の普通給与の10倍を超える賞与	給与所得の源泉徴収税額表(月額表)	提出あり	甲欄	
		提出なし	乙欄	
☐ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)に賞与分も記載し、納付しましたか				



チェック項目																													
賞与支払届	☐ 賞与支払届の届出対象者を確認しましたか 注意が必要な対象者 （協会けんぽに加入の事業所の場合）																												
	○届出必要 ×届出不要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>健康保険</th> <th>厚生年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 産前産後休業・(出生時)育児休業者</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 支給月の前月の退職者</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>☐ 支給月の末日以外の退職者（退職日以前に支給）※1</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 支給月の末日以外の退職者（退職日後に支給）</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>☐ 支給月の末日の退職者</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 支給月の入社者（資格取得日前の支給を除く）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 支給月に入社し退職した者（同月得喪者）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐ 健康保険標準賞与額上限の超過者 ※2</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		支給対象者	健康保険	厚生年金	☐ 産前産後休業・(出生時)育児休業者	○	○	☐ 支給月の前月の退職者	×	×	☐ 支給月の末日以外の退職者（退職日以前に支給）※1	○	○	☐ 支給月の末日以外の退職者（退職日後に支給）	×	×	☐ 支給月の末日の退職者	○	○	☐ 支給月の入社者（資格取得日前の支給を除く）	○	○	☐ 支給月に入社し退職した者（同月得喪者）	○	○	☐ 健康保険標準賞与額上限の超過者 ※2	○	○
	支給対象者	健康保険	厚生年金																										
	☐ 産前産後休業・(出生時)育児休業者	○	○																										
	☐ 支給月の前月の退職者	×	×																										
	☐ 支給月の末日以外の退職者（退職日以前に支給）※1	○	○																										
	☐ 支給月の末日以外の退職者（退職日後に支給）	×	×																										
	☐ 支給月の末日の退職者	○	○																										
	☐ 支給月の入社者（資格取得日前の支給を除く）	○	○																										
	☐ 支給月に入社し退職した者（同月得喪者）	○	○																										
☐ 健康保険標準賞与額上限の超過者 ※2	○	○																											
※1 資格喪失月に賞与が支払われた場合、保険料賦課の対象とはなりませんが、資格喪失日の前日（退職日）までに支払われた賞与は、健康保険の標準賞与額の年度累計の対象となるため、届出が必要 ※2 実際に支払われた賞与額(1000 円未満切捨)を届出																													
☐ 被保険者人数を確認しましたか ☐ 70 歳以上の被用者に賞与を支払った場合、被保険者同様に「賞与支払届」にふくめていますか （注意） 書式は被保険者と同じです。被用者の届出欄には個人番号(または基礎年金番号)および備考欄の「70 歳以上被用者」にチェックが必要です。 ☐ 「賞与支払届」を支給日から 5 日以内(船員は 10 日以内)に提出しましたか ☐ 賞与予定月に賞与の支払がなかった場合、不支給として「 賞与不支給報告書 」を提出しましたか ⇒ 賞与予定月が変更となる場合、「 賞与不支給報告書 」で変更の届出する必要があります																													
社会保険料納付	☐ 健康保険と厚生年金の保険料納入告知書の金額を確認しましたか（通常、支給日の翌月 20 日頃送付） ☐ 毎月の保険料と合わせて支給日の翌月末までに納付しましたか																												

